

平成27年(ワ)第13562号 福島被ばく損害賠償請求事件

原告 井戸川克隆

被告 東京電力ホールディングス株式会社 外1名

原告第31準備書面(その1)

令和5年5月24日

東京地方裁判所 民事第50部 合ろ係 御中

原告訴訟代理人弁護士	古	川	元	晴	
同	古	川	史	高	
同	伊	豆	隆	義	
同	川	原	奈緒子		
同	工	藤	杏	平	
同	新	森		圭	
同	古	郡	賢	大	
同復代理人弁護士	宮	城	海	斗	

目次

第1	はじめに	3
第2	精神的損害の区分についての反論（第4の2・12～14頁）	3
1	「細分化」の誤り	3
2	中間指針等を論拠とすることの誤り	4
3	中間指針等を規範化する誤り	6
第3	避難生活に関する損害（損害A）についての反論（第4の3・14～22頁）	8
1	避難生活による損害について（第4の3（1）・14～18頁）	8
2	双葉町町長としての損害について（第4の3（2）・18～22頁）	17
第4	人生破壊に関する損害（損害C）についての反論（第4の4）	26
1	一次的被害について	26
2	二次的被害について	30
3	三次的被害について	36
第5	財物に関する損害（損害D）についての反論	37
1	本件家屋に係る損害について	37
2	本件土地に係る損害について（その1）：本件土地効用滅失による損害について	42
3	本件土地に係る損害について（その2）：本件土地の逸失利益について	43

第1 はじめに

本準備書面は、原告主張の損害A、損害C及び損害Dに対する被告東電準備書面（11）の「第4 原告が主張する各損害についての反論」による反論が失当であることを述べるものである。

第2 精神的損害の区分についての反論（第4の2・12～14頁）

1 「細分化」の誤り

（1）反論の概要（第4の2・12頁）

①「本件事故による避難は、原告の従前の本件事故前までその日常生活を送ってきた場、あるいは生業を営んできた場、そうしたものとしての地域からの隔絶を必然的に伴うものであるから、避難に関する精神的損害、日常生活や就労等に関して生じた精神的損害等を切り分けて評価することなどできない。」

②「そもそも、人がなんらかの精神的苦痛を受ける場合には、その精神が一体として影響を受けるものであり、受けた苦痛についてその内容ごとに細分化し、あるいは一定の時間で区切って評価することは本來的に不可能である。」

③「換言すれば、精神的苦痛はその性質上、細分化ができないものである。そうであるにもかかわらず無理に慰謝料の要素を切り分けて評価し、その算定を積み上げることは、不可避免的に重複評価を生じるものであって、そもそも慰謝料の算定方法として妥当でない。」

（2）上記反論が失当であること・問題の本質は「損害の

完全評価」

ア 問題の本質は「損害の完全評価」

①反論の「細分化」は損害の重複評価を前提とするが、原告主張の損害項目は重複評価ではないのであり、その前提において誤りである。

②したがって、仮に「細分化」できないというのであれば、損害項目の損害額を合算すべきこととなるだけであることは自明である。

イ 「地域からの隔絶」と「地域の破壊」とは異なる

①本件事故の被害が、反論の挙げる「地域からの隔絶」だけにとどまるのであれば、避難に関する損害にとどまる。

②しかし、本件事故においては、被告東電の福島第一原発から放出された放射性物質により、双葉町等が汚染され、「住めない町」とされて「地域の破壊」に至っている。

③したがって、単なる「地域からの隔絶」による避難に関する損害とは異なる損害が発生していることは自明のことである。

④この異なる損害について、原告は、人生破壊に関する損害中の一次的損害（「生活環境の破壊」及び「就労の場の喪失による逸失利益」）としているところである。

2 中間指針等を論拠とすることの誤り

(1) 反論の概要（第4の2・12～13頁）

①「被告東京電力は、上記のとおり、中間指針等を踏まえた東電公表賠償額に基づいて賠償を実施しているところ、中間指針等においては、避難等対象者の慰謝料に関し、長期

間の避難生活のためにコミュニティからの隔絶が生じること、帰宅の見通しが見つからないこと等を考慮の上で慰謝料額が評価されている(中間指針「6 精神的損害」の備考4)。」

②「また、中間指針等における月額10万円には、「①平穏な日常生活の喪失、②自宅に帰れない苦痛、③避難生活の不便さ、④先の見通しが見つからない不安という精神的苦痛」が考慮要素として含まれている(審査会第7回の資料3の2頁)。」

③「この点、原告が本件事故時の居住地域から隔絶されたことは、避難生活における通常の被害状況として想定される事情であって、原告が主張する苦痛の内容を斟酌しても、中間指針等が示す賠償額に含まれないものとして別途に賠償対象とされるべき要素は見当たらない。」

(2) 上記反論が失当であること・・中間指針等の実態

ア 反論が挙げる中間指針等の損害項目は避難に関する損害に過ぎないこと

①反論は、中間指針等の示す損害項目を挙げるが、それは、単に、避難に関する損害の損害項目でしかない。

②要するに、その他の損害項目は含まれていないことは明かである。

イ 中間指針等の賠償金額が避難の実態と乖離していること

①中間指針等における月額10万円が、避難に関する損害として、金額的にも損害の実態から大きく乖離していることは、原告が既に原告第15準備書面(その4)第6章第7の3(4)ア(イ)・17～21頁、原告第16準備書面第

3の2(2)・14～15頁等において述べているとおりである。

②なお、避難生活の過酷な実態は、原告の令和5年5月10日付け陳述書「被告東京電力準備書面(11)(損害論)への「原告の反論」-その2」(甲ニ138)5頁以下の「第2 双葉町民の嗚咽の証拠を転写」の項において、本件原子力災害の関連死と認定された多数の方々の嗚咽の声の記録を転写している。

③東京電力が起こした本件原子力災害の甚大な被害の実態の一端が上記の嗚咽の中に示されているのであり、「中間指針等における月額10万円」で十分であるとの反論は、かかる嗚咽の声さえも無視した反論と言うべきであり、失当である。

3 中間指針等を規範化する誤り

(1) 反論の概要(第4の2・13頁)

①「そもそも損害を様々な費目・名目により細分化すれば請求が認められるとすることは、中間指針等の機能の観点からも妥当でない。」

②「すなわち、中間指針等に定める慰謝料は、避難生活を送ること自体から生じる精神的苦痛のみならず、避難実施時のストレス(被ばくによる不安感や、避難行動によるストレス)や、相当期間にわたる避難により元の居住場所の周辺環境が一定程度変容することも含め、典型的に想定される本件事故前後の生活状況・生活環境の変化による不便やストレスなど一切の精神的苦痛を織り込んだものである。」

③「したがって、本訴訟で原告が求めている精神的苦痛は、それぞれ中間指針等が対象とする避難に伴う精神的損害の中で包括的に考慮されているものであり、これと別途の損害をいうものではない。」

(2) 上記反論が失当であること

ア 上記反論①（「中間指針等の機能」）・・・規範化する誤り

①反論は、「細分化」することが「中間指針等の機能の観点からも妥当でない」とするが、「細分化」との反論が誤りであることは上述したとおりであり、かつ、「中間指針等の機能の観点からも妥当でない」との反論が、中間指針等が損害の対象としなかったものは賠償すべきではないと言うに等しく、中間指針等を法令のごとく規範化する誤りを侵していると言うべきである。

②そもそも、反論は、中間指針等が被告東電の納得し得る範囲の最低限の損害項目及び金額を限度として策定されていることを無視したものである。

イ 上記反論②（中間指針の内容）・・・中間指針の誤用

①反論は、「避難実施時のストレス(被ばくによる不安感や、避難行動によるストレス)」等として、中間指針の慰謝料に「被ばくによる不安感」が含まれているかのように述べているが、中間指針が「被ばくによる不安感」を損害賠償の対象としておらず反論が誤りであることは、既に原告第10準備書面第9・421～46頁において詳述しているとおりにある。

②また、反論は、「相当期間にわたる避難により元の居

住場所の周辺環境が一定程度変容すること」も含まれているとして、あたかも「相当期間にわたる避難」が元の居住場所の環境変容の原因であるかのような主張をしている。しかし、原告が人生破壊中の一次損害として挙げる「生活環境の破壊」は、被告東電の福島第一原発から放出された放射性物質により汚染されたことにより生活環境が破壊されたことによるものであって、「相当期間にわたる避難」は、その結果として強制されているのであって、「生活環境の破壊」の原因ではない。

③反論は、自らが侵した放射性物質による環境汚染の重大性を自覚しないものであり、失当である。

ウ 上記反論③（中間指針が包括的に評価）・・・前提において失当

上記反論③は、上記反論①及び②を前提とするものであるが、その前提が失当であることは、上述したとおりである。

第3 避難生活に関する損害（損害A）についての反論（第4の3・14～22頁）

1 避難生活による損害について（第4の3（1）・14～18頁）

反論が「本件事故後の原告の避難状況、生活状況を踏まえても、原告の避難生活に伴う精神的損害は1450万円を超えるものではない」として挙げる事由がいずれも失当であることは、以下の（1）～（6）において述べるとおりである。

（1）「職業生活という生活基盤を本件事故によって奪われたという事情は原告には妥当しない」との反論について

ア 反論の概要（16頁の①部分）

「原告は、本件事故当時、双葉町の町長の職にあり、本件事故後もその職を失っていない。双葉町の多くの住民は、政府の避難指示により避難を余儀なくされた結果として、旧居住地を中心として成立していた農業や商業、会社勤務などの職業等からの離脱を余儀なくされ、収入も失うなどの被害を典型的に受けたものといえるが、原告については、そのような事情は当てはまらない。すなわち、職業生活という生活基盤を本件事故によって奪われたという事情は原告には妥当しない。」

イ 上記反論が失当であること

(ア) 反論が挙げる事由は人生破壊に関する損害事由

①反論が挙げる上記の事由は、原告が主張する避難に関する損害とは別個の人生破壊に関する損害中の一次的被害である「就労の機会喪失」に該当するものであり、失当である。

②また、反論が挙げる上記事由は、反論自体が「就労不能損害」として別途賠償されることを認めているもの（8頁参照）であり、自己矛盾の失当な反論である。

(イ) 原告は反論の「旧居住者」ではないこと（原告の令和5年4月10日付け陳述書「被告東京電力準備書面（11）（損害論）への「原告の反論」－その1」（甲ニ137。以下「本陳述書」という。）・6～7頁参照）

①原告の居住地は、現在でも本件事故前と同じ双葉町にあることは住民票の記載から明かであり、本陳述書に記載している原告の住所地も同様である。

②被告東電が起こした本件の原子力災害により、双葉町

が高濃度に汚染されて「住めない町」とされたために、原告は現在でも避難生活を強いられているが、双葉町への帰還の念は捨てるわけにはいかず、何十年先に帰還できるかは不明であるが、いずれ帰還できる日が来ることを希求し、そのために、現在でも住民票はそのままとしているのである。

③しかるに被告東電は、原告を「旧居住者」として、あたかも双葉町は居住地ではなくなっただけのような反論をしている。これは、双葉町を「住めない町」とした加害者としての自覚と、避難者への謝罪の気持ちが欠如していることを示していると言わざるを得ない。

(2) 「政府の避難指示によって、従前の地域コミュニティから全く切り離された避難生活を余儀なくされたという事情は、原告には妥当しない」との反論について

ア 反論の概要 (16頁の②部分)

「原告は、平成23年3月12日以降、双葉町民の住民とともに、川俣町とれんぴあ合宿所、さいたまスーパーアリーナを経て、旧騎西高校で生活しているところ、これらの避難生活では、双葉町民の住民ごと移動しており、避難先においても、本件事故以前に双葉町内で形成されてきた人的関係や地元のコミュニティから「隔絶された」というものではなく、むしろ、埼玉県内で引き続き従前の人間関係に基づく生活を送っていたことが窺われる。また、本件事故後も町長としての業務を継続しており、町民とのつながりの中で生活を送ってきたことが窺われる。その点では、政府の避難指示によって、従前の地域コミュニティから全く切り離された避難生活を余儀なくされたという事情は、原告には妥当しない。」

イ 上記反論が失当であること

(ア) 避難生活者を愚弄する反論

①反論は、原告の避難所での集団生活を挙げて、「従前の地域コミュニティから全く切り離された避難生活を余儀なくされたという事情は、原告には妥当しない」とする。

②しかし、そもそも避難者は、他に避難先がないために避難所でのプライバシーが保てない過酷な集団生活を強いられているのであって、好んで集団生活をしているのではないことは言うまでもないことである。

③しかるに反論は、集団生活であることが、逆に、「従前の地域コミュニティから全く切り離された避難生活」ではないとして、過酷さを緩和する事由となっているのであり、かかる反論は、被告東電が、避難者に対し、集団生活を強いた上に更に愚弄するに等しいというべきであり、失当である。

(イ) 中間指針でも避難所における集団生活を加算事由としていること

①中間指針は、第3の「6 精神的損害」の「備考3）」において、長期間の避難につき、「一律の算定を行い、相対的に過酷な避難生活が認められる避難所等についてのみ・・・一定金額を加算すること」としている。

②要するに、中間指針でさえ、反論とは逆に、避難所における集団生活を加算事由としているということである。

(ウ) 中間指針の賠償額は避難の実態から大きく乖離していること

①そもそも、中間指針等が、被告東電の納得し得る範囲

の最低限の損害項目及び金額を限度として策定されていることは、原告第15準備書面（その4）第7章第6の3（3）及び（4）・8～21頁において詳述しているとおりである。

②そして、中間指針は、精神的損害の損害額算定に当たっては、「全員に共通する精神的苦痛につき賠償対象とされるのが妥当と解される」としている。

③要するに、中間指針は、避難の形態は個々別々であるところ、全員に共通する形態の損害額を基に算定しているということであり、そのことは結局、最低金額の損害額を基に算定することに他ならないのである。

④しかも、当該最低金額の賠償額でさえ実態から大きく乖離した低額であることは、原告第16準備書面（その4）第6章第7の3（4）ア（イ）・17～21頁等において詳述しているとおりである。

（3）「校長室という個室内で生活し、一定程度プライバシーが確保された空間で生活していたことが窺える」との反論について

ア 反論の概要（16頁の③部分）

「原告は、平成23年3月31日から旧騎西高校の校長室で生活しており、双葉町の住民が教室に畳を敷いて共同生活をする一方で（乙二90）、校長室という個室内で生活し、一定程度プライバシーが確保された空間で生活していたことが窺える。」

イ 上記反論が失当であること

（ア）原告が校長室にいたことを愚弄する反論

①反論は、原告が校長室にいたことの原因、実態を無視

して、あたかも特別待遇の居室にいたかのような不当な反論をしている。

②しかし、これは、被告東電により惹起させられた本件事故により避難を強いられた住民の過酷な避難生活及び町長兼災害対策本部長として、住民の生命、身体及び財産を守るという責務を適切に果たすべく、不眠不休で執務するために、校長室での24時間体制の執務を強いられていたという実状を無視するものであって、原告を愚弄する暴論と言わざるをえない（本陳述書33～34頁・③の項参照）。

（イ）中間指針の賠償額は避難の実態から大きく乖離していること

そもそも中間指針では、住民がどこで避難生活をしているかの形態は問わず賠償額が決められており、しかも、その額が実態から大きく乖離していたことは既述のとおりである。

（4）「埼玉県加須市は交通の便も良好であり、そのような中で原告が行動の自由や移動の自由について制限されていたものでもない」との反論について

ア 反論の概要（16～17頁の④部分）

「埼玉県加須市は、都心から概ね50キロメートル圏内にあり、東北自動車道と国道122号が南北方向に、国道125号と国道354号が東西方向に通っており、東側が国道4号に近接するなど交通の便も良好であり（乙二94）、そのような中で原告が行動の自由や移動の自由について制限されていたものでもない。」

イ 上記反論が失当であること

（ア）避難生活者を愚弄する反論（本準備書面34頁d・④）

の項参照)

①反論は、「交通の便」が良いことが減額事由となるかのように述べているが、原告にとって、避難生活を強いられていること自体が問題なのであって、それ以上に避難生活中の交通の便までも制限されるとすれば、加算事由となり得ることである。

②反論は、個人旅行のように「交通の便」を挙げて減額事由としているに等しく、避難生活者を愚弄するものと言わざるを得ない。

③被告東電には、避難生活を強いている加害者であることの自覚が欠如していると言うべきである。

(イ)原告の町長兼町災害対策本部長としての過酷な勤務実態を無視する反論

①そもそも原告は、町長兼町災害対策本部長として、避難所に24時間態勢で執務することを強いられていたのであって、かかる「交通の便」を享受し得るような状況にはなかったのである(本陳述書34頁・④の項参照)。

②被告東電は、原告の町長兼町災害対策本部長としての過酷な勤務実態を無視し、愚弄する反論をしていると言わざるを得ない。

(5)「双葉町元気農園」の反論について

ア 反論の概要(17頁の⑤部分)

「旧騎西高校に隣接する農地において、平成23年10月1日、双葉町民用の農園として「双葉町元気農園」が開園しており、自由に野菜を育て、収穫することが可能になっており(乙二95)、双葉町の住民とともに埼玉県内で生活を送る

環境も徐々に整えられていたことが窺われる。」

イ 上記反論が失当であること

(ア) 避難者の自助努力を愚弄する反論

①反論は、「双葉町元気農園」の開園が減額事由になるかのように述べている。

②しかし、そもそも反論が挙げる「双葉町元気農園」は、被告東電が設けたものではなく、過酷な避難生活を緩和するために、住民相互の自助努力によって設けられたものである(本陳述書34～35頁・⑤の項参照)。

③それを、あたかも自身の功績であって減額事由であるかのように反論に用いることは、避難者の自助努力を愚弄し、本件事故を惹起した加害者としての責務を自覚しないものと言ふべきである。

(イ) 避難の過酷さは帰還できないことの過酷さであること

①そもそも避難の過酷さは、避難者にとっては、従前の居住地からの避難生活を強いられること自体の過酷さが問題なのであって、反論の「農園」によって帰還できないことの過酷さが変わるものではない。

②被告東電には、本件事故を惹起して避難生活を強いている加害者としての責務を自覚が欠如していると言わざるを得ない。

(6) 「借家に入居して以降」の反論について

ア 反論の概要(17頁の⑥部分)

「さらに、原告は、平成24年9月15日からは、原告の妻とともに、埼玉県加須市騎西1359-1の借家に入居して以降、同市内の住居で生活しているとのことであり、校長

室内での生活に比して生活環境は改善していると考えられる。この点、原告は、埼玉県加須市中央2丁目7番6号では原告の家族と同居できておらず、そのことが損害額の加算事由になり得ると主張する(原告第26準備書面・15頁)。しかしながら、原告は、令和2年3月30日までは原告の妻と同居していたとのことであり(甲二110)、原告の家族との同居の有無に係る背景事情もそもそも明らかではない。また、家族と同居生活をするか否かは家族間の事情によるものであるところ、その事情が全く不明であることから、本件事故から約9年が経過した令和2年3月末以降家族と同居していないとしても、そのことをもって本件事故による精神的損害を基礎付けるものとはいえない。」

イ 上記反論が失当であること

(ア) 原告第26準備書面の記述を正解しない反論

①反論は、「原告は、埼玉県加須市中央2丁目7番6号では原告の家族と同居できておらず、そのことが損害額の加算事由になり得ると主張する」として原告第26準備書面・15頁を挙げる。

②しかし、原告第26準備書面・15頁において述べていることは、被告東電の求釈明事項が、「原告と同居していた家族」「家賃の額、支払の有無」等であるところから、かかる求釈明は「原告が家族と同居し、かつ、家賃を支払っていないければ損害が軽減される」としているものと解されることとした上で、家族と同居できないことと等は、反論とは逆に、加算事由となり得るものであるに過ぎないと述べているのである。

③要するに、原告第26準備書面・15頁において述べていることは、被告東電の求釈明に対する回答に過ぎず、実際に原告が家族との同居の有無を損害賠償額の算定上考慮しているわけではないということである。

(イ) 原告が借り上げ住宅に移った理由

①原告が避難所から借り上げ住宅に移ったのは、町長兼町対策本部長として、避難所において、長期間に亘り、24時間体制の執務を強いられていたために、体力的、精神的に極度の疲労に陥っていたことによるものである（本陳述書35～36頁・⑥の項参照）。

②したがって、原告が借り上げ住宅へ移ったことは、避難所生活の過酷さを如実に示したものであるべきであって、反論は、避難所生活の過酷さ及び原告の町長兼町災害対策本部長としての過酷な執務の実態を理解しようとする意向さえないものであるべきである。

(ウ) 原告も、過酷な避難所から借り上げ住宅に移ったことを損害の減額事由としていること

なお、原告も、避難所での避難生活と、借家での避難生活とでは避難生活の形態が異なるとして、損害額算定に差を設けていることは、原告第18準備書面第2の1(3)イ・18頁において述べているとおりである。

2 双葉町町長としての損害について（第4の3(2)・18～22頁）

(1) 「町長としての職務に伴う負担として受忍すべきもの」
との反論について

ア 反論の概要（第4の3（2）ア・18頁）

「そもそも原告が双葉町町長として長時間の執務を強いられたとしても、そのことにより、原告に本件事故による精神的損害が生じたとは評価できない。すなわち、本件事故後に原告が双葉町町長（町災害対策本部長）として原災法上の職務を行う立場に置かれたが、原告の町長としての原子力災害対策特別措置法上の責務は、双葉町町長の地位にあることにより生じる法律上の職務であり、双葉町町長としての業務量が増加し、又は平時に比して変容したとしても、双葉町町長（町災害対策本部長）の地位にあることから発生する負担の増加は、町長としての職務に伴う負担として受忍すべきものであり、そのことをもって原告の法的な損害に当たるといふことはできない。」

イ 上記反論が失当であること

（ア）上記反論は従前の失当な反論の繰り返しに過ぎないこと

上記反論が失当であることは、既に原告第26準備書面第1の（2）ア・12～13頁において述べているとおりであるが、これに対し何ら反論しないまま、同じ反論を繰り返しているに過ぎない。

（イ）反論の「受忍」の意味はなにかが不明

そもそも反論の「受忍」が、損害の発生がないという意味なのか、発生していても請求出来ないという意味なのか、不明である。

（ウ）原賠法上の「損害」の発生は否定できない事実であること

①反論によれば、被告東電が惹起した本件原子力災害に対処するために被災自治体に発生した人件費、物件費等の諸経費は、被災自治体が法律上の責務として実施したという理由で、損害に当たらないこととなる。

②しかし、本件原子力災害が惹起させられたことにより発生させられた諸経費であることは何人も否定し得ない事実である。したがって、当然に原賠法が定める「損害」に該当することは明かであり、かつ、これを該当しないとする法令上の規定は全くない。

(エ) 原賠法上の損害に該当しても請求できないとする法令上の根拠はないこと

①原賠法が定める「損害」に該当することが明かであることは上述したとおりであり、それにもかかわらず賠償請求できないとするならば、原賠法の例外ということで、法律上の例外規定が必要となるが、そのような法律の例外規定が存在しないことも明らかである。

②したがって、原賠法上の損害賠償ができないとする反論が失当であることは、また、明らかであるということである。

(オ) JCO事故において損害賠償が行われた事実があること

①以上、要するに、反論の「受忍」論が成り立つためには、そのための法律上の根拠規定が必要であるが、全く存在していないために、成り立たないということである。

②そして、現に、JCO事故において、茨城県が災害救助法に基づく職務として実施した災害救助につき、それに要

した費用は、後に、全額、事業者であるJCOから全額補償されていることは、原告第26準備書面第1の4(2)ア・12頁において述べているとおりである。

ウ 補充・・反論の「受忍論」は許しがたい暴論

反論の「受忍論」は許しがたい暴論であることを補充して述べれば、以下のとおりである(本陳述書36～40頁・(2)ア、イの項参照)。

(ア) 法律上の職務

原告の町長としての原子力災害対策特別措置法上の責務が、「双葉町町長の地位にあることにより生じる法律上の職務」であることは言うまでもないことであり、反論自身も認めているところである。

(イ) 原告の職務の増加の主な要因は被告東電及び被告国が違法に作出したこと

原告の原災法上の職務の増加の主な要因は、被告東電及び被告国が、原災法上定められている双葉町等被災自治体の役割を無視して排除する等して、原告の法令上の職務の執行を妨げたことが主な要因であったことは、原告第15準備書面(その1)～(その4)等において被告東電及び被告国の責任として、詳述しているとおりである。

(ウ) 「受忍」論の誤り

①被告東電が惹起した本件原子力災害は、一般の事件と比べて特異、重大な事件であって、それが被災自治体及び被災者に与えた影響は甚大である。

②加えて、原告の職務の増加の主な要因は、被告東電及び被告国が違法に作出したことによるものである。

③しかるに、加害者である被告東電が、被災者及び災害
対従事者である原告に対し、「受忍」すべきことを主張する
ということは、極めて異常である。

④かかる反論は、例えば、消防署に放火した犯人が、消
防署の職員に対し、恥も外聞もなく、「消火は消防署職員の
法律上の職務だから受忍すべきである」と嘯くのとおり類い
と言うべきである。

⑤要するに、被告東電には、本件事故の加害者としての
自覚が全く欠如していると言わざるを得ない。

(2) 精神的損害を区分しないことは「東京地方裁判所平成
31年3月27日判決(乙二82)などからも明らかである」
との反論について

ア 反論の概要(第4の3(2)ア・18～19頁)

「本件事故のように特定の原因事実によって各種・多様な
形での精神的損害を被ることが想定される場合に、それぞれの
精神的苦痛のあり様を格別に区分して慰謝料額を算定する
ことが行われていないことは、本訴訟と同様に本件事故によ
る精神的損害について争われた東京地方裁判所平成31年3
月27日判決(乙二82)などからも明らかである」

イ 上記反論が失当であることについて

①反論が引用する判決が、理由齟齬の不当判決であって
反論の根拠にならないことは、原告第26準備書面第1の1
(2)ウ・6頁において、述べているとおりである。

②また、当該判決が反論の理由とならないことは、後述の
(4)において、重ねて述べているとおりである。

(3)「それぞれの仕事の関係で本件事故後に負担を負った

場合・・広く賠償の対象とされて慰謝料額が算定されている」
との反論について

ア 反論の概要（第4の3（2）ア・19頁）

「町民であっても、原告のような公職ではないとしても、それぞれの仕事の関係で本件事故後に負担を負った場合があり得ると考えられ・・被告東京電力が裁判外で賠償している慰謝料額においては、避難生活に伴う従前の生活環境からの変化等による相当程度の日常生活阻害の精神的苦痛については広く賠償の対象とされて慰謝料額が算定されている。」

イ 上記反論が失当であること

（ア）避難生活の過酷さの程度にも幅があること

①避難生活の過酷な内容は、個々の避難者ごとに異なるのは当然である。

②そうすると、避難生活に対する損害額にも、最低額から最高額まで大幅な差異が発生することも当然のことである。

（イ）中間指針等は最低限度の損害額を定めているに過ぎないこと

①反論は、「精神的苦痛については広く賠償の対象とされて慰謝料額が算定されている」として、あたかも中間指針等が、最高額をも含めて広く賠償額を算定しているかのような反論をしている。

③しかし、中間指針等が、全避難者に共通の損害、すなわち最低限度の損害額を基準に賠償額を算定していることは、中間指針の「6 精神的損害」の「（備考）2）」・20頁において、「年齢や世帯の人数あるいはその他の事情に

より、各避難等対象者が現実に被った精神的苦痛の程度に個人差があることは否定できないものの、中間指針においては、全員に共通する精神的苦痛につき賠償対象とされるのが妥当と解される」等と記載されているところからも、明らかである。

(4) 「東京地方裁判所平成31年3月27日判決が合理的なものである」との反論について

ア 反論の概要(第4の3(2)イ・19～20頁)

「当該判決では、原告が主張するように慰謝料Ⅱの細目が重複していると述べるのではなく、慰謝料Ⅰと慰謝料Ⅱが同一の事由に基づき発生するものであることを理由しており、理由齟齬の点は存在しないのであるから、原告の主張には何ら理由がない。」

イ 上記反論が失当であること・・従前の不当な反論の繰り返し

①上記反論は、原告第26準備書面第1の1(2)ウ・6頁において述べているところを正解しない失当な反論の繰り返しである。

②要するに、慰謝料Ⅰと慰謝料Ⅱが同一の事由に基づき発生するものである理由についての説明が、慰謝料Ⅱの細目についての重複であって、慰謝料Ⅰと慰謝料Ⅱが重複することの説明がないことから、理由に齟齬があると述べているのである。

(5) 「東京地方裁判所平成30年6月27日判決についての原告の主張に理由がない」との反論について

ア 反論の概要(第4の3(2)ウ・20～22頁)

① 「当該判決は、マンションの管理組合及び理事長が管理権侵害行為を行った居住者に対して損害賠償を請求した事案において、当該居住者の行為がマンションの管理組合及び理事長に対する不法行為を構成するとした上で、マンションの管理組合の損害については認めつつも、理事長の損害については、理事長としての業務が増加したとしても、それは理事長の職務に伴う負担として受忍すべきものであるということを示したものである。当該判決によれば、業務量の増加が理事長の職務に伴う負担として受忍すべきであるか否かの判断にあたっては、理事長としての業務の範囲内にあるか否かを考慮しており、原告が主張するような職務の質的・量的な程度を考慮するとは説示されていない。」

② 「原告は、双葉町長として、町災害対策本部長の任に当たって、原災法上、町民の生命、身体及び財産を保護する責務を課されることとなり、避難生活の中で、当該責務を果たすための職務を不眠不休で執行することを強制されたことにより精神的苦痛が発生したことを理由に、精神的損害の賠償を求めているが(原告第16準備書面・9～11頁、原告第18準備書面・9頁、12～13頁)、原告が避難生活の中で、双葉町長として、町災害対策本部長の責務を果たすために職務を遂行することは、原告の町長としての原子力災害対策特別措置法上の責務として、双葉町町長の地位にあることにより生じる法律上の職務であると解され、双葉町町長(町災害対策本部長)の地位にあることから発生する負担の増加は、町長としての職務に伴う負担として受忍すべきものであり、そのことをもって原告の法的な損害に当たるといふことはできな

い。」

イ 上記反論が失当であること

上記の判決を根拠とする反論が失当であることは、既に原告第26準備書面第1の4(2)イ・13～14頁において述べているとおりであるが、補充して述べれば、以下のとおりである(本陳述書40～43頁・ウの項参照)。

(ア) そもそも異常な反論・・甚大な原子力災害を惹起した加害者としての自覚の欠如に基づく異常な反論

甚大な原子力災害を惹起した事業者が、マンション内の日常的なトラブルに対処した管理組合及びその理事長の損害に関する事例判決を根拠に、自らの加害責任を全面的に否定する発想自体が異常である。

(イ) 当該判決は反論の根拠とはなり得ないこと

①反論は、あたかも当該判決が、理事長の業務の範囲内であれば全て受忍すべきことを判示したかのように引用している。

②しかし、判決は、マンション内の居住者によるトラブル事案につき、理事長の業務の増加は受忍すべき程度の事案にとどまるとして、損害の発生自体を否定したものであり、受忍すべき程度を越えれば当然に損害の発生が認められることを前提としているのである。

③この受忍限度を超える事例としては、既に原告第26準備書面第1の4(2)イ・13～14頁において、マンションの構造設計上の誤りによる倒壊のおそれが生じた事例を挙げているところであるが、更に言えば、既述の消防署への放火と同様に、マンションに部外者が放火したような事例も

挙げられる。

④かかる事例の場合に、マンション設計を誤った設計者や放火犯が、マンション管理組合の理事長に対し、「理事長の職務に伴う負担」であることを理由に「受忍」すべきであると主張して自らの賠償責任を否定することが、如何に非常識で異常極まりないことかは、自明の理である。

(ウ) 現に JCO 事故においては加害事業者が損害賠償していること

現に、JCO 事故においては、茨城県が災害救助法に基づき実施した災害救助につき、それに要した費用全額が、原子力事業者である JCO から全額補償されていることは上述したとおりであり、正に、法律上の職務執行につき増加した費用が損害とされているのである。

第 4 人生破壊に関する損害（損害 C）についての反論（第 4 の 4）

1 一次的被害について

(1) 生活環境の破壊について

ア 反論の概要（第 4 の 4（1）ア及びイ・22～24 頁の要点）

①本件地震・本件津波が寄与していること

②令和 2 年 3 月 4 日、双葉町に出されていた避難指示が一部解除され（乙二 8 4 の 1、乙二 8 4 の 2）、これに伴い JR 双葉駅の周辺などは通行証なしで自由に立ち入りができるようになり、また、同日、双葉町にあるコミュニティセンター内に役場連絡所が開所し、役場機能の一部が町内に戻るな

どしており(乙二八五)、放射能汚染により双葉町が「住めない町」となったとする原告の主張は事実とは異なる。

③原告は、原告の生活環境(地域共同体である自治体)の破壊に係る損害の内実について具体的な事実の主張・立証をしていない。また、この点を措くとしても、被告東京電力が公表している帰還困難区域等の旧居住者に対する精神的損害の賠償額である1人当たり1450万円には、中間指針第四次追補に基づき、避難の長期化に係る慰謝料額(1000万円)が既に考慮されており、長期にわたり帰還できないことが見込まれる状況にあることを踏まえ、「移住を余儀なくされる状況にある」との法的評価に基づいてその精神的苦痛を慰謝するに足る賠償額が定められている。

④したがって、双葉町内における原告の生活環境(地域共同体である自治体)の破壊に係る原告の主張を考慮しても、上記公表慰謝料額を超える損害の発生は認められない。

イ 上記反論が失当であることについて

(ア) 上記反論①：地震・津波の影響について

①原告が主張している「生活環境の破壊」は、原告が居住する双葉町全域が、被告東電の原子力発電所から放出された放射性物資によって汚染されて「住めない町」とされたことによるものである。

②要するに、本件の地震・津波の影響で「住めない町」とされたものではないということである。

(イ) 上記反論②：避難指示の解除について

①反論は避難指示の解除を理由とするものであるが、それは、双葉町全体からすれば極くわずかの区域に過ぎず、到

底「住める町」になったとは言えないことは明らかである。

②しかも、その解除は、被ばくの実効線量を年間20 mSvとするものであって、炉規法に基づく告示の年間1 mSvに違反し、国民の人格権としての「被ばくしない（させられない）権利」を侵害する違法なものであることは、原告が従前から繰り返し述べてきているとおりである。

（ウ）上記反論③：精神的損害を慰謝するに足る賠償額について

①反論の挙げる賠償額1450万円は、損害Aに対するものであり、損害Cを含むものではない。

②しかも、損害Aに対するものとしても、最低限度の損害範囲及び損害額に過ぎないことは、既述のとおりである。

（2）就労の場の喪失による逸失利益について

ア 反論の概要（第4の4（1）ウ・24頁）

①「原告は、本件事故当時、双葉町長の職にあり、営業利益を生み出すような実質的な会社経営を行っていなかったと考えられるから、原告が会社経営によって将来得られた利益（逸失利益）の存在は認められない。

② 仮に存在が認められるとしても、それは訴外である当該会社の損害であり、訴外会社の実情に基づき、その損害の存否については別途法的判断がされるべきであって、原告の精神的損害として考慮すべきものはない。」

③「なお、原告は、町議会による不信任決議を受けてその職を退任した後において、少なくとも株式会社丸井において同社の事業に関与していることが窺われるから、原告が「会社経営の事業」が喪失したともいえない。」

イ 上記反論が失当であること

(ア) 上記反論①：会社経営によって得られる利益の逸失について

①原告が主張する就労の場の喪失による逸失利益の損害項目及び損害額の算定は、原告第18準備書面19～20頁において述べているとおりあるが、反論は、この原告の主張にはまともに反論していない。

②原告が主張しているのは、双葉町における就労機会の喪失であり、株式会社丸井の「本件事故前における会社経営」が双葉町内においては喪失して、その「本件事故前における会社経営」に復帰することができないために、「就労の場の喪失による逸失利益」を、町長在任中の報酬を基準に算定しているのである。

(イ) 上記反論②：会社の損害と個人の損害について

①原告が主張しているのは、株式会社丸井の本件事故前の会社経営が双葉町においては喪失していて、その本件事故前の会社経営に復帰し得ないことによる原告自身の就労機会の喪失であって、会社の経営上の損害とは別の損害である。

②また、反論は精神的損害とするが、逸失利益と精神的損害とは異なる損害項目であり、失当である。

(ウ) 上記反論③：会社経営の事業の喪失について

①「会社経営の事業」は、「本件事故前の事業」を言うのであり、それが「喪失」したことにより、町長就任前における会社の営業状態を基準にした報酬を得られなくなったことは事実であり、失当である。 ②また、町長辞職後、会社から低額ながら得ていた報酬額は控除していることは、原

告第18準備書面第4章第2の1(2)ア③・19頁において述べているとおりである。

2 二次的被害について

(1) 職務執行の妨害によって原告が被った精神的損害について

ア 反論の概要(第4の4(2)ア・24～25頁)

①「原告が受けた職務執行妨害の内容、主体、原告の職務執行が妨害されたことにより町民に発生した被害の内容、また、仮にそれらの事実があったとしても、その結果として原告が被った精神的苦痛の内容について具体的に主張されておらず、その基礎となる事実関係、内容が特定されず、不明なままである。」

②「原告が主張する漠然とした事情をもって、原告個人の法益侵害があったと評価することはできないし、妨害をした者ではなく、被告東京電力が責任を負うこととなる理由も不明である。」

③「したがって、原告がいう「職務執行の妨害」によって原告が被った精神的損害に係る原告の主張にも理由がなく、1人当たり1450万円の慰謝料額を超える原告の精神的損害を基礎付けるものではない。」

イ 上記反論が失当であること

(ア)「原告が受けた職務執行妨害の内容、主体、原告の職務執行が妨害されたことにより町民に発生した被害の内容」については具体的に主張、立証済であること

①被告東電及び国の原子力災害対策上の責任の内容は、

原告第15準備書面（その1）～原告第15準備書面（その4）において、関係法令等の定めに反する違法な対応による責任として、具体的に、被告東電及び被告国毎に、個々具体的に詳述し、立証してきているところであり、かつ、原告第17準備書面において、「原子力災害対策上の責任に関する補充と総括」として述べているところである。

②そして、被告らのかかる違法な対応状況の要点を整理すれば、「別紙1」記載のとおりであり、かつ、その違法な対応の全てが、必然的に、原告の双葉町の町長兼災害対策本部長としての法令に基づく正当な職執行を妨げるものとなっているのである（本陳述書46～47頁・イの項参照）。

（イ）「原告が被った精神的苦痛の内容」についても、具体的に主張、立証済であること（本陳述書48～49頁・（2）アの項参照）

「原告が被った精神的苦痛の内容」についても、原告第18準備書面において、上記の被告らの違法対応と損害との関係を、個々、具体的に整理して述べているところであり、その要点は「別紙2」記載のとおりである。なお、記載の「○」は、損害の加算事由として評価し、「●」は、損害の内容と評価しているところである。

（ウ）原告18準備書面の意義について

①原告18準備書面においては、上記の主張立証を踏まえて、損害論の各論として、損害A～損害Dについて、その損害項目を明かにした上で、損害額を算定しているところである。

②反論は、原告第18準備書面の記載のみに基づくもの

と解されるが、原告が何故に原告第15準備書面（その1）～原告第15準備書面（その4）及び第17準備書面において、被告らの原子力災害対策上の責任について、個々、具体的に、詳細に主張、立証してきているかの意義を全く理解していないことによるものと解する以外にない。

③要するに、反論は、原告が主張、立証している被告らの責任を全く理解していないことを示すのであり、極めて遺憾であり失当である。

（2）本件事故による人間関係の深刻な破壊による損害について

ア 反論の概要（第4の4（2）イ・25～26頁）

①「原告は、人間関係の深刻な破壊を基礎づける具体的事実について主張しておらず、また、仮に人間関係の深刻な破壊が発生していたとしても、その原因や原告が被った精神的苦痛の内容についても具体的に主張していない。さらに、当該事実を基礎づける客観的証拠も何ら提出されていない。」

②「したがって、本件事故により人間関係の深刻な破壊による精神的損害の具体的な内容についての主張立証が不十分であり、放射線の作用に起因するか否かに立ち入るまでもなく、1人当たり1450万円の慰謝料額を超える原告の精神的損害を基礎付けるべき特段の事情があると評価されるものではない。」

イ 上記反論が失当であること

（ア）「人間関係の深刻な破壊を基礎づける具体的事実：について主張立証済であること

原告が、「人間関係の深刻な破壊を基礎づける具体的事実

について主張立証済であることは、上記（１）イにおいて、詳述しているところと同旨である。

（イ）「人間関係の深刻な破壊を基礎づける具体的事実」は被告らの原子力災害対策上の違法な対応であること

①被告東電が、「人間関係の深刻な破壊を基礎づける具体的事実」とは何かについて全く理解していないので補足すれば、原告は、「人間関係の深刻な破壊」が、上述した被告らの原子力災害対策上の違法な対応によって、必然的に住民間の人間関係に深刻な分断が生み出されていることによるものであることを主張しているところである。

③要するに、被告東電には、上述した被告らの原子力災害対策上の違法な対応によって必然的に「人間関係の深刻な破壊」が生み出されていることについての理解と自覚が全く欠如しているということである。

（３）原告の町長職失職による損害について

ア 反論の概要（第４の４（２）ウ・２６～２７頁）

①「原告の不信任決議案が可決された際の町議会議事録には、本件事故が原因であると評価できる記載は何ら存在しないばかりか、「県知事と８ヵ町村との中間貯蔵施設現地調査を議論する会議に町長だけ欠席」したことなどが主たる理由であるとされており、本件事故ではなく、それまでの原告の執務態度が問題となったものと認められる（甲ハ１０４・７８～８１頁）。」

②「また、不信任決議案が可決されたことについては、客観的にも「汚染土壌などを保管する中間貯蔵施設の調査候補地を巡り、現地調査の受け入れを決めた協議を、井戸川町

長が欠席したことが主な理由」(乙二九六)と評価されている。」

③「このように、原告に対する不信任決議案が可決されたことの理由・原因は本件事故の放射線の作用によるものとはいえないから、本件事故と原告の町長職失職との間に相当因果関係は存在しない。」

イ 上記反論が失当であること

(ア) 原告の町長失職についての主張

原告の町長失職については、原告第26準備書面第3の2(3)イ・35頁において述べたとおり、原告第15準備書面(その3)第6章第4において、その経緯、理由等として、被告らの原子力災害対策全般に亘る違法な対応、特に、中間貯蔵施設の双葉町設置の違法な強行が存在していたこと、及びそれが町民間の分断、対立を生み、議会の不信任議決の決定的な要因となっていることを、議会議事録等の証拠に基づき、具体的、克明に詳述しているとおりである。

(イ) 上記反論①及び②：「欠席」について

上記反論①及び②は、議会の不信任決議が、単に会議に「欠席」した事実、すなわち職務怠慢が原因であるかのような反論をしているが、原告の上記主張に反論ができないことによるものと解され、失当である(本陳述書50～53頁・ウの項参照)。

(ウ) 上記反論③：「放射線の作用」について

①原告の町長失職は議会の不信任決議によるものであるが、上記反論③の「本件事故の放射線の作用によるものではなく」との反論は、それが「放射線の作用」によるか否かを

問題としている。しかし、かかる反論は、全く意味不明の反論であり、失当である。

②善解すれば、本件原子力災害が放射線の作用から国民の生命、身体及び財産の保護を目的としているところから、本件原子力災害の発生とは関係がない旨の反論であろうが、原告が主張しているのは、上述のとおり、被告らの原子力災害対策上の違法な対応が必然的に生み出す住民間の人間関係の深刻な分断、対立である。

③要するに、反論は、被告らの原子力災害対策上の違法な対応についての責任についての自覚も、また、それが必然的に生み出す住民間の人間関係の深刻な分断、対立についての理解も、全く欠如しているということであり、失当である。

(4) 町政改革に懸けた志の破壊による損害について

ア 反論の概要(第4の4(2)エ・27頁)

①「本件事故によって原告は町長としての地位を奪われたものではないから、本件事故によって町長としての志を実現する機会を奪われたものとはいえない。実際に、本件事故後も原告は町長の職を務めていたのである。」

②「また、上述のとおり、平成24年12月20日に開催された双葉町議会において、当時双葉町町長であった原告の不信任決議案が可決されたのは、本件事故の放射線の作用によるものではなく、原告の対応に起因すると認められる。」

イ 上記反論が失当であること

(ア) 上記反論①：「本件事故によって原告は町長としての地位を奪われたものではない」について(本陳述書54頁・エの項参照)

①上記反論①の「本件事故後も原告は町長の職を務めていた」との反論は、意味不明の反論である。

②善解すれば、本件事故自体によるものではないとの反論とも解されるが、原告が主張しているのは、本件事故そのものによるのではなく、本件事故、即ち被告らが惹起した本件原子力災害につき、被告らが侵した違法な応急対策によるものであることは、上述したとおりである。

②反論は、本件事故そのものによるものではないとしているが、原告の主張には反論ができないことによるものと解される。

(イ) 上記反論②：「放射線の作用」について

「本件事故の放射線の作用によるものではなく」との反論が意味不明の失当な反論であり、善解しても失当な反論であることは、上述の(3)イ(ウ)において述べているしとおりである。

3 三次的被害について

(1) 反論の概要(第4の4(3)・27～28頁)

①「民事訴訟における主張立証のための費用は各自が負担するものであり、反対当事者に対して請求することはできない。」

②「また、被告東京電力は、本件事故後、裁判を提起しなくとも適切な賠償金が受領できるよう、直接賠償手続において中間指針等に基づく賠償金の支払いを行ってきたものであって、被告東京電力が、本件事故に関する賠償責任を否定してきたから、訴訟を提起せざるを得なかったかのような原

告の主張は明らかに事実と反する。」

③「原告は、このような直接賠償手続を利用せずに、任意に訴訟を提起しているものであり、そのような本裁判に係る裁判対策関係については、本件事故と相当因果関係のある原子力損害には当たらない。」

(2) 上記反論が失当であること・・従前の失当な反論の繰り返し

①上記反論がいずれも失当であるとは、既に、原告第26準備書面第3の3(2)・36～38頁の次の項において、詳述しているとおりである。

・「ア 反論①について・・被告東電に強制されたものではない」

・「イ 反論②について・・被告東電の直接請求手続き」

・「ウ 反論③について・・民事訴訟法における訴訟費用は各自が負担」

②なお、中間指針等の手続的、内容的違法性と、この違法な中間指針等を規範化してその枠内での損害賠償にしか応じようとしないう被告東電の違法な対応が本訴訟提起の主原因であることは、原告第15準備書面(その4)において、詳述しているとおりである。

第5 財物に関する損害(損害D)についての反論

1 本件家屋に係る損害について

(1) 反論の概要(第4の5(1)・28～30頁)

ア 判例法理について

①「不法行為により他人の所有物を毀損した場合に、不

法行為(滅失毀損)時の当該物の時価(交換価値)が損害の基礎となることは、確

立された判例法理であるところ(大連判大正15年5月22日民集第5卷386頁(富喜丸事件)、最判昭和32年1月31日民集第11卷第1号170頁、最判昭和455年7月14日最高裁判所裁判集民事第100号37頁)、中間指針(乙二1)の財物損害の賠償指針においても、「損害の基準となる財物の価値は、原則として、本件事故発生時点における財物の時価に相当する額とすべきである」とされている(乙二1・31頁)。」

②「このことから、損害とは、本件事故がなかったと仮定した場合の状態と事故があったために生じている状態との差であり、本件家屋に係る損害は、本件事故直前の交換価値と事故後の交換価値との差額から、本件事故がなかったとしても生じうる価値下落(例えば時間の経過による建物の老朽化)を控除することにより算出した評価額であると解される。」

イ 被告東京電力が直接請求手続において「住居確保に係る費用」の賠償をしていることについて

①「このような「住居確保にかかる費用」の賠償は、物の滅失・毀損に対する現実の損害賠償額は特段の事由のない限り滅失毀損当時の交換価格によりこれを定めるという上記最高裁判決の枠を超えて、被害者支援という政策的見地から、財物の時価賠償を超えて支払を行っているものであり、財物損害の賠償としてではなく、むしろ、避難生活を終了して早期に平穏な生活再建を果たすことができるように、そのため

の資金として支払われているものである。」

②「このように、被告東京電力による「住居確保にかかる費用」の賠償は、直接請求手続において、被害者支援という政策的見地から、財物の時価賠償を超えた支払を特別に行っているものであり、裁判手続における損害の賠償における基準となるものではない。」

③「したがって、被告東京電力が直接請求手続において「住居確保に係る費用」の賠償を行っていることは、本件家屋に係る損害を「住居再取得費用＝解体＋改築費用」とすべきであるとの原告の主張の根拠となり得ない。」

(2) 上記反論が失当であること

ア 上記反論ア：判例法理について

(ア) 判例法理は変遷するもの

反論が主張する従前の判例法理なるものは、その後の新たな事象の発生により、現実との乖離を埋めるべく、発展的に変更されることは当然のことである。

(イ) 福島第一原発事故は従前の判例法理を超える新たな事象（本陳述書56～57頁・(1)アの項参照）

①福島第一原発事故は、地元自治体を含む広範囲の地域を、高濃度の放射能汚染により、長期間に亘り「住めない町」化し、地域コミュニティの崩壊をもたらしている。

②このような地域コミュニティの崩壊は、居住者の生活基盤を丸ごと崩壊、喪失させて、広範かつ多様、深刻な損害をもたらし、生活再建を著しく困難にしていること、及びかかる事態はかつてない事態であることは、公知の事実である。

③反論が述べる従前の差額説は、かかる福島第一原発事

故のような「地域コミュニティの丸ごと崩壊」のような事態は想定していなのであり、判例理論なるものも、その新しい事態に即して、損害の実態に見合うよう変更されるべきは当然である。

④現に、潮見教授も、福島第一原発事故の損害賠償について、差額説ではなく、「原状回復」の観点から、①事故前におけるのと同種同様の生活状態（生活利益）を確保するための財物の再取得価格から、事故後の当該財物の交換価値（一定の期間使用ができないことによる価値の低下も考慮したもの）を控除したものか、又は、②事故前におけるのと同種同様の生活状態を確保するために財物を投下し、又は投下することを要する費用（再取得費用を含みうる）であるかのいずれかになろうとしている（甲ニ84・潮見論文）ことは、原告第19準備書面第4章第2の1（1）ア・36～37頁において述べているとおりである。

イ 上記反論イ：「住宅確保に係る費用」の賠償について（ア）被告東電の「住宅確保に係る費用」の賠償は中間指針第四次追補に基づくこと

①中間指針第四次追補（甲ニ13）は、その第2の「2住宅確保にかかる損害」の項において、帰還困難区域又は大熊町若しくは双葉町の居住制限区域若しくは避難指示解除準備区域は、避難指示解除時期の見通しすら立たない状況であり、本件事故当時に当該地域に居住していた避難者は、移住等を行い必要があると認められる等として、住宅、宅地取得のために実際に発生した費用についての賠償の対象範囲を示している。

②そして、被告東電の「住宅確保に係る費用」の賠償の内容は、原告第26準備書面第4の1(1)イ(イ)・40～41頁において述べているとおりであるが、この賠償が上記の中間指針第四次追補に基づくものであることは、被告東電自身の文書(甲ニ112)により、明かである。

(イ) 反論の「政策的見地」の誤り

①反論の「政策的見地」が何を意味するか不明であるが、それが正当な損害理論に基づくものではないという意味であるとすれば、それは誤りである。

②中間指針第四次追補が示す「住宅確保に係る費用」の賠償は、福島第一原発事故の実態を踏まえた損害賠償ということで、差額説から不動産の再取得価値を重視する方向へ転換したものであり(甲ニ84・110頁)、正当な理論に基づく賠償である。

(ウ) 反論の「直接請求」の誤り

①被告東電の「住宅確保に係る費用」の賠償が中間指針第四次追補に基づくものであることは上述したとおりであり、かつ、原賠審の中間指針等は、被災者が被告東電に対し直接請求するか提訴して請求するかとは関係なく定められているものであることは言うまでもないことである。

②反論は、被告東電の「住宅確保に係る費用」の賠償について、裁判外における直接請求と裁判手続きによる請求とを区別して、前者には政策的に賠償に応じるが、裁判手続きによる賠償には応じないとするものであるが、これは、中間指針の考え方に反するものであり、かつ、裁判手続きを放棄するよう不当、違法に誘導するものであって、政策的な合理

性も正当性もないと言うべきである。

(エ) 中間指針第四次追補は賠償範囲を制限するものではないこと

①原賠審の中間指針等は、被告東電が納得し得る範囲内の、被災者全員に共通する最低限度の損害を定めたものであることは、既述のとおりである。

②現に、中間指針第四次追補も、その第1の「2 基本的考え方」の項において、「本審査会の指針において示されなかったものが直ちに賠償の対象とならないとうものではなく」と記しているところである。

2 本件土地に係る損害について(その1) : 本件土地の効用滅失による損害について

(1) 反論の概要(第4の5(2)ア・30～31頁)

①「原告は、本件事故後の本件土地につき事故前の交換価値の90%相当額が失われた(効用滅却された)ことについて、本件事故により双葉町へ立ち入ることができないことを主張するのみで、本件土地について、本件事故直前の交換価値がどのようにして効用が滅失したかといった具体的事実を何ら主張立証していない。」

②「そのため、原告が主張する本件土地の効用滅失による損害について具体的に確認することができない。」

(2) 上記反論が失当であること

ア 反論の「具体的事実を何ら主張立証していない」は誤り

本件土地の効用滅失による損害については、既に、原告第

26 準備書面（1）・41～45頁及び同（2）・45～46頁において、次の点について、従前の主張、立証を整理して述べているところである。

① 本件事故前の交換価値と本件事故後の交換価値

② 効用減却の発生理由

③ 損害額の算定

イ 反論は意味不明で失当

① 反論は、効用減却の理由について、「本件事故により双葉町へ立ち入ることができないことを主張するのみで、本件土地について、本件事故直前の交換価値がどのようにして効用が滅失したかといった具体的事実を何ら主張立証していない」とする。

② しかし、原告は、単に土地に立ち入ることができないことだけを主張しているのではなく、立ち入ることが出来ない理由が、被告東電の原発から放出された放射性物質により土地が高濃度に汚染されて、長期に亘り全く利用できなくなっていることを主張、立証しているところである。

③ 反論は、それ以上に、原告に何を立証する必要があるとするのか意味不明である。要するに、それ以外の反論ができないことによるものと解されるのであって、被告東電の放射能汚染の加害者としての重大な責任についての自覚が全く欠如していることを示していると言うべきである。

3 本件土地に係る損害について（その2）：本件土地の逸失利益について

（1）反論の概要（第4の5（2）イ（ア）・31頁）

①「原告は、本件土地の逸失利益としての損害について、平成22年度の不動産所得の金額には申告漏れがあるため、申告漏れのない平成21年度の不動産所得の金額を前提に、単年度分の逸失利益の金額を基礎として算定すべきであると主張する。」

②「しかしながら、申告漏れがあったという点についての客観的証拠は提出されていないから、本件土地に係る逸失利益を検討するとしても、本件事故直前の平成22年度の不動産所得の金額である年額74万6900円を前提に検討されるべきである。」

(2) 上記反論が失当であることは既に主張立証済み

①上記反論が失当であることは、既に原告第26準備書面第4の2(3)・46～47頁において詳述済みである。

②上記反論は、「申告漏れがあったという点についての客観的証拠は提出されていない」とするが、この点も上記準備書面において述べているとおりである。

③要するに、原告の平成21年度確定申告書(甲ニ54)及び被告東電の被告東電準備書面(5)による求釈明に応じて提出した平成22年度確定申告書(甲ニ117)によって、申告漏れの土地収入は原告が双葉町に賃料19万1490円で貸与していた土地であることは明かであるから、当該土地の逸失利益の立証として十分である。

④なお、付言すれば、本件土地は、原告が双葉町に対し、海水浴客用の敷地として長年に亘り貸与し続けていたものであって、平成21年度に貸与を中止したものではない(本陳述書59～60頁・イ(ア)の項参照)。

4 本件土地に係る損害について（その3）：本件土地の効用滅却による損害と逸失利益との関係について

（1）反論の概要（第4の5（2）イ（イ）・31～32頁）

「原告は、被告東京電力が直接請求手続において農業者に対する逸失利益を賠償しつつ、田畑に対する財産的損害についても賠償しているとして、逸失利益の賠償請求を否定する根拠はないと主張する（原告第26準備書面・48頁）。」

①「しかしながら、不動産所得を得る対象となる不動産については、その財物損害の賠償を受けることにより以後は当該不動産による逸失利益の損害は発生しなくなるのであり（いわゆる富貴丸事件、大連判大正15年5月22日民集5巻386頁）、被告東京電力が公表している不動産の財物損害の賠償方針に基づき、原告は本件事故後早期に対象不動産の財物損害の賠償（全損）を受けることができたのであるから、かかる不動産の財物損害の賠償とは別に、当該不動産に係る賃貸収入の逸失利益の賠償請求をすることはできないというべきである。」

②「また、被告東京電力が行う直接請求手続において、農業者に対する逸失利益を賠償しつつ、田畑に対する財産的損害についても賠償しているとしても、裁判手続における損害の賠償における基準となるものではない。そもそも、被告東京電力が行う直接請求手続において農業者に対する逸失利益を賠償は、米の作付制限指示や出荷制限指示等がなされていることを踏まえて、地力回復にも一定の時間を要することを考慮して行われているものであり、農業者に対する逸失利

益と賃料に係る逸失利益とでは、その性質も異なっている。」

③「したがって、被告東京電力が直接請求手続において農業者に対する逸失利益を賠償しつつ、田畑に対する財産的損害についても賠償を行っていることは、財物損害の賠償とは別に不動産に係る賃貸収入の逸失利益の賠償請求をすることができるとの原告の主張の根拠となり得ない。」

(2) 上記反論が失当であること

ア 上記反論①：富貴丸事件判決の判示内容とその意味

(ア) 判示内容

①判決の結論：「物ノ滅失毀損ニ對スル現實ノ損害ハ物ノ滅失毀損シタル當時ノ價格ニ依リテ之ヲ定ムルコトヲ要シ且其ノ價格ハ交換價格ニ依リテ定マルヘキモノトス」

②判決の理由

・「不法行爲ニ因リ物ヲ滅失又ハ毀損セラレタル者ハ現實ノ損害ニ對スル賠償ヲ請求スルコトヲ得ルノ外其ノ物ヲ使用収益スルコトヲ得サルニ因リテ生スヘキ損害ノ賠償ヲ請求スルコトヲ得ヘキモノナレハ被害者ハ現實損害ニ對スル賠償ヲ受ケタルカ爲不法行爲徹リセハ取得スルコトヲ得ヘカリシ利益ノ喪失ニ對スル損害賠償ノ請求權ヲ失フヘキモノニ非ス」

・「物ノ交換價格ハ通常其ノ物ノ使用収益ヲ爲シ得ヘキ價值ニ對応スルモノニシテ其ノ物ノ通常ノ使用價格ヲ包含スルモノト謂フヘク換言スレハ現在及將來ニ於テ其ノ通常ノ使用収益ニ因ル利益ヲ得ヘキコトカ其ノ物ノ現在ノ價格ヲ爲スモノト謂ハサルヘカラス」

(イ) 上記判示の意味

①上記判示は、逸失利益の請求権を否定したものではなく、物の交換価値は通常その物の使用収益を包含することによることを判示している。

②したがって、その判示の反面解釈として、物の交換価値が、通常、その物の使用収益を包含するといえない場合には、別途、請求し得ることとなるということも判示しているというべきである。

イ 上記反論②：農業者に対する逸失利益について

(ア) 中間指針は農業者に対する逸失利益を賠償対象としていること、

中間指針（甲ニ10）は、その「第5 政府等による農林水産物等の出荷制限指示等に係る損害について」において、政府等による農林水産物等の出荷制限指示等に係る損害を営業損害として賠償すべき損害としている。

(イ) 東京電力の賠償は、上記中間指針に基づくものであること

①被告東電は、甲ニ115（被告東電の平成23年9月21日付けプレスリリース「福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の事故による法人及び個人事業主の方々が被った損害に対する本賠償について」）において、中間指針の「政府等による農林水産物等の出荷制限指示等に係る損害について」を踏まえた農業者に対する営業損害として、「避難等対象区域」外の耕作地について、「出荷制限指示等に伴う減収分（逸失利益）」を賠償するとした上で、甲ニ116（平成25年11月29日付けプレスリリース「田畑に係る財物賠償に関するご請求手続きの開始について」）において、

田畑に対する財産的損害についての賠償に関する請求手続を開始するとしている。

②要するに、被告東電の上記イ（ア）の賠償も、甲ニ115及び甲ニ116に基づくものであり、かつ、それは上記の中間指針に基づくものであるということである。なお中間指針が「避難等対象区域」内の農業者の逸失利益についても賠償対象としていることは、後述するとおりである。

③このことは、中間指針が、富貴丸事件判決の判示の反面解釈の立場を取って、農業者の逸失利益についても賠償していると解することができる。

④本件原子力災害が、不動産を含む財産に、長期に亘って甚大な被害を及ぼしていることは事実であり、中間指針も、単純に富貴丸事件判決の判示する通常の交換価値についての理解の立場を採ることは本件被害の実態に合わないことを認めざるを得なかったことによるものと解すべきである。

ウ 上記反論③：土地の賃貸についての逸失利益について（ア）中間指針も避難等指示区域内の事業者の営業損害を認めていること

①中間指針は、その第3の「7 営業損害」の「指針1）」において、「従来、対象区域内で事業の全部又は一部を営んでいた者又は現に営んでいる者において、避難指示等に伴い、営業が不能になる又は取引が減少する等、その事業に支障が生じたため、現実に減収があった場合には、その減収分が賠償すべき損害と認められる」としている。

②そして、東京電力も、甲ニ115において、中間指針を踏まえて賠償するとし、その別紙2において、「政府によ

る避難等指示等に係る損害について」の中で、農業、漁業はもとより、それ以外の事業を営む法人・個人事業主の「避難指示等に伴う減収分（逸失利益）」について賠償するとしている。

③したがって、双葉町は避難指示区域であるから、中間指針に基づいて、原告が賃貸している双葉町内の土地の逸失利益が賠償の対象とされていることは、明らかである。

（イ）直接請求手続と裁判手続とで賠償の在り方に差が生じる訳がないこと

①反論は、田畑の逸失利益の賠償が直接請求手続による場合にのみ適用されるものであるかのように述べている。

②しかし、中間指針に基づく賠償が、接請求手続と裁判手続とで賠償の在り方に差が生じる訳がないことは、「住宅確保に係る費用」の賠償についてと同様（第4の1（2）イ（ウ））であり、失当である。

以 上

(別紙1) 被告らの事前準備段階～第3期における責任の要点

1 事前準備段階・・・推進本部予測を「想定外」とした上での、次の事前準備不備の責任

- ① 複合災害・・・不想定
- ② 防災指針の見直・・・不実施
- ③ S P E E D I 等予測システム及び環境モニタリング・・・不整備
- ④ 防災訓練・・・形骸化

2 第1期・・・ベント決定に際しての次の責任

- ① 原子力災害合同対策協議会・・・不開催
- ② 避難指示区域・・・不拡大
- ③ ベント情報・・・不伝達
- ④ 住民の避難状況の確認・・・不確認

3 第2期・・・放射能汚染状況下における次の責任

- ① 原子力災害合同対策協議会・・・不開催
- ② 汚染状況に関する情報・・・不伝達
- ③ 避難指示区域・・・不拡大
- ④ 安定ヨウ素剤の服用指示・・・不指示

4 第3期

(1) 被告国が、「1ミリシーベルト」の権利性を超法規的（違法）に否定する次の応急対策を実施したことについての責任

- ① 避難基準の20 m S v / y 化による応急対策の実施を、「1 m S v / y」の権利性を否定することを前提に実施
- ② 20 m S v / y 以下の区域への帰還の強制、促進政策の実施
- ③ 初期の被ばく放射線量の測定等における低線量被ばくリスクの無視
- ④ 健康診断等の医療対策としての「県民健康管理調査」におけ

る低線量被ばくリスクの無視

(2) 被告国が、加害者責任を不問に付すことを目的又は内容とする

次の応急対策等を実施したことについての責任

- ① 長期避難者への生活支援を災害救助による支援程度にとどめたこと
- ② 中間貯蔵施設の設置場所を双葉町等に押し付けたこと
- ③ 被告国（原子力損害賠償審査会）が、公衆の線量限度としての $1 \text{ mSv} / \text{y}$ の権利性を否定し、かつ、被告東電の過失責任の否定を前提とした内容の指針を定めたこと

別紙2 責任事項と損害A～損害Dとの関係

責任事項	A	B	C	D
1 未然防止上の責任				
(1) 推本予測を「想定外」とした責任	○	○	○	○
(2) 地元自治体を騙して、その安全確保協定上の権限行使を妨げた責任	○	○	●	○
2 原子力災害対策上の責任				
(1) 事前準備不備の責任	○	○	○	
(2) 原子力災害合同対策協議会を開催せず、地元自治体の原子力災害対策上の責務遂行を妨害した責任	○	○	●	○
(3) 第1期：ベント決定・実施に関する責任	○	○	●	
(4) 第2期：放射能汚染状況下に町民を放置した責任	○	○	●	
(5) 第3期				
ア 1 m S v / y の権利性否定				
① 避難基準の 20 m S v / y 化	○		●	
② 20 m S v / y 以下の区域への帰還の強制等	○		●	
③ 初期の被ばく放射線量の測定等		○	●	
④ 県民健康調査		○	●	
イ 加害者責任の否定				
① 不十分な支援政策	○		●	
② 中間貯蔵施設の押し付け	○		●	○
③ 原賠審が 1 m S v / y の権利性及び被告東電の過失責任を否定する不当、違法な賠償指針を定めた責任	○	○	●	○